

## 役員報酬等規則

### (目的)

**第1条** この規則は、公益社団法人香川県浄化槽協会定款第28条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に基づき、役員報酬等の支給基準及び非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員という。」）に対する費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び通勤手当)

**第2条** 常勤理事には、報酬を支給することができる。

2 常勤理事には、前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

3 非常勤役員には、報酬を支給しない。

4 前項の規定にかかわらず、会員以外から選出された非常勤役員（以下「員外役員」という。）には、報酬を支給することができる。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する職（一般職及び特別職）にある者には支給しない。

### (報酬の支払方法)

**第3条** 役員報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づく役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

**第4条** 常勤理事の報酬は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。ただし、その日が国民の祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い国民の祝日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 第5条第2項に規定する監事の報酬は、第1項の規定を適用する。

### (報酬の決定基準)

**第5条** 常勤理事の月額報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定する。

2 員外役員のうち監事が公認会計士又は税理士の場合の月額報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

### (通勤手当)

**第6条** 常勤理事の通勤手当は、職員の給与に関する規程を準用する。

### (日割計算)

**第7条** あらたに役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から職員の就業規則で定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

**(端数の処理)**

**第8条** この規則により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

**(退職金)**

**第9条** 役員には、退職金又は退職慰労金を支給しない。

**(費用弁償の範囲)**

**第10条** 費用弁償は、非常勤役員が総会（員外役員に限る。）、理事会（総会開催時に開催される理事会を除く。）、会長副会長、監査会並びにその他の会議に役員の職務として出席する場合に支給することができる。

**(費用弁償の額)**

**第11条** 費用弁償の額は、理事会において定める役員の旅費等に関する規程によるものとする。

**(その他)**

**第12条** この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公益社団法人香川県浄化槽協会の設立の登記の日から施行する。

## 役員報酬の総額について

- 1 理事の役員報酬の総額 500万円
- 2 監事の役員報酬の総額 60万円

理事及び監事の報酬等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律「第89条及び第105条において、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。」と規定されているほか、定款の変更の案「第28条（報酬等）には、理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と規定している。